

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第80回）議事録

第1 開催日時及び場所 平成29年9月1日（金）10時29分～11時19分
於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、
藤井 威生、三友 仁志、山下 東子

第3 出席した関係職員等

渡辺総合通信基盤局長、古市電気通信事業部長、
小笠原総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、
坂入ブロードバンド整備推進室長、松井事業政策課市場評価企画官、
藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
荻原電気通信技術システム課長、鳥居電気通信技術システム課認証分析官、
深堀電気通信技術システム課番号企画室長

第4 議題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部
改正について【諮問第3092号】

イ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正について
【諮問第3093号】

ウ 電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく電気通信事業者の指定に
ついて【諮問第3094号】

エ 電気通信番号規則等の一部改正について
【諮問第3095号】

（2）「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信
行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

開 会

○新美部会長　それでは、皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第80回を開催いたします。本部会には7人の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。本日の議題は、答申事項が4件と、当部会の決定事項の一部改正の計5件でございます。お手元に議事次第がございますので、それに従ってお諮りをしたいと思います。

議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第3092号】

○新美部会長　初めに、諮問第3092号、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正についてお諮りをいたします。

本件は、接続委員会の調査事項である第二種指定電気通信設備との接続に係る事項とそれ以外の事項から構成されております。これら全体につきまして、6月24日から7月24日まで意見招請を実施しております。

また、第二種指定電気通信設備との接続に係る事項につきましては、2回目の意見招請を実施し、8月29日開催の接続委員会において調査を行っていただきました。

それでは、接続委員会において調査いただきました事項については相田専門委員、それ以外の事項については総務省からそれぞれ説明をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

○相田専門委員　それでは、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正につきまして、接続委員会における調査の結果についてご報告させていただきます。

資料80-1をご覧ください。本件は、第二種指定電気通信設備設置事業者の

接続約款の記載事項の追加や、接続料についてデータ伝送交換機能の区分の設定等の省令の改正を行うものでございます。

先ほど部会長からございましたように、本改正案につきましては、接続委員会の調査事項である第二種指定電気通信設備との接続に係る事項とそれ以外の事項とから構成されております。そのうち、接続に係る事項につきましては、総務省において2回の意見募集を実施いたしました。寄せられた意見及び再意見を踏まえて8月29日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会の考え方の整理を行いました。

当委員会といたしましては、おめくりいただきまして1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、本件、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、調査及び意見募集による提出意見を踏まえ、新設する第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項の規定を報告書に記載のとおりとした上で改正することが適当と認められるとのご報告をさせていただきます。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして2ページ以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、改正概要とともに総務省よりご説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○新美部会長 どうもありがとうございます。それでは、続きまして大塚企画官からご説明よろしく願いいたします。

○大塚料金サービス課企画官 それでは、まず改正案の概要について簡単に説明させていただきます。

お手元の資料80-1の33ページをご覧くださいと存じます。33ページ、IIの概要にございますとおり、今回の改正は電気通信事業法施行規則、それから、次のページにございます第二種指定電気通信設備接続料規則の2つの省令を改正するものでございます。

まず、施行規則の改正につきまして、1の(1)にありますとおり、接続を円滑に行えるようにするため、接続約款への記載が義務づけられております事項に、標準的な役務利用管理システム、こちらは役務の利用の開始、変更、廃止等の管理を行うためのシステムでございますけれども、その機能、料金、それから、SIMカードの種類ごとの機能等を追加するものでございます。

以上は接続に関するものでございますけれども、卸電気通信役務の提供につき

まして、今のページの（２）にありますとおり、総務大臣への届出が義務づけられております事項に、標準的な役務利用管理システムの機能及び料金等を追加するというものでございます。

２つ目の省令の改正事項でございますが、次のページ、３４ページをご覧くださいできればと存じます。

２の（１）に記しておりますが、接続料規則は音声伝送機能、それから、データ伝送交換機能等４つの機能について接続料を設定すべきことを規定しております。このうち、データ伝送交換機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素が３つあると考えておまして、それごとに接続料の算定方法を定めるため、データ交換機能のもとに回線管理機能、これはネットワーク設備に関する情報の管理や端末の認証をつかさどる機能でございますけれども、あるいはSIMカードの提供といった区分を設けるというものでございます。また、（２）、（３）にありますとおり、これらの区分に応じた接続料の算定の方法、それから、計算の方法について必要な改正を行うというものでございます。

以上のうち、接続に関する１の（１）、それから、２につきましては、接続委員会において調査いただいた事項となります。１の（２）につきましては、卸電気通信役務の提供に関する事項でございますが、本部会において一括してご審議いただきたいというものでございます。

以上の改正事項につきまして、総務省において意見招請を実施してございます。接続委員会の調査事項について寄せられましたご意見と、そのご意見に対する委員会の考え方が、こちらの資料の３ページ以下にまとめられてございます。紹介させていただきます。

まず、最初の４ページでございますが、１つ目の項目は、改正案全体に関するご意見でございます。まず意見の１－１としてまとめられてございますけれども、ケイ・オプティコム様、テレコムサービス協会様、個人の方、それから、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社様からご意見をいただいております。４ページの灰色の網かけ部分、意見の１という箇所にもまとめさせていただいておりますけれども、ご意見としまして、本省令等改正案は、電気通信市場検証会議の調査の中でMVNOから挙げられた諸課題に対し迅速に対応するものであり、高く評価するといった内容でございます。

これに対しまして、考え方、右側でございますけれども、本案は、通信市場における競争条件の確保に係る課題に迅速に対応したものと評価できる。総務省に

において、引き続き公正な競争のための取組を進めていくことが適当であるとされております。

次に5ページでございますが、同じく改正案全体に関するご意見のうち、意見1-2としてまとめられた事項でございます。NTTドコモ様、KDDI様からご意見をいただいております。こちらも灰色の網かけの意見1-2というところに記載してございますが、ご意見として、本省令等改正案は、公正競争環境の向上に資するものとしつつ、制度整備に当たっては、関係事業者を含めたオープンな議論の上で行うべきというものになってございます。

これに対する考え方でございますが、右にございますとおり、本件のような制度変更に当たっては、今後とも意見公募手続を実施するなど適切な手続によって行ってまいりたい。また、今般整備する省令等については、公正な競争を通じ、多様な事業者の連携の加速、イノベーションの促進が行われるよう運用されていくことが必要とされてございます。

次に、ご意見2として、省令改正の具体的な内容に関するものでございます。しばらく飛びますが、8ページでございます。まず、8ページの意見2-1でございます。NTTドコモ様、ソフトバンク様、KDDI様からご意見が、それから、テレコムサービス協会様、ケイ・オプティコム様、KDDI様から再意見が寄せられてございます。

いただいた意見でございますが、まとめますと、回線管理機能及びSIMカードは第二種指定電気通信設備に該当しないにもかかわらず、接続料規則に規定するデータ伝送交換機能の一部として取り扱い、同規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるものであるというご意見でございます。

これに対する考え方でございますが、8ページ以降、考え方の欄、4つのポツから成ってございます。1点目のポツでございますけれども、こちらは接続料規則の目的が確認的に記載されてございます。

2点目のポツでございますけれども、回線管理機能、それから、SIMカードがデータ伝送交換機能の通信を成立させるために不可欠な構成要素であって、これらについてMVNOに費用負担が求められていることから、本省令改正案は、これらについてデータ伝送交換機能を構成するものとして区分を設け、MVNOの負担額の算定方法を明示することとしようとするものであるという内容となっております。

次の9ページに移っていただきまして、3点目でございますけれども、第二種

指定電気通信設備以外の料金を接続料規則に定めるべきではないとのご意見に対しまして、接続料につきましては、電気通信事業法の規定上、第二種指定電気通信設備との接続に関し取得すべき金額とされてございまして、第二種指定電気通信設備の費用に関するものに限定されているものではないこと、それから、SIMカード等について、MVNOが支払う金額のあり方が公正な競争条件の確保の上で重要なことに鑑みまして、本省令改正案は、その接続料としての位置づけを明示したものであるというふうにされてございます。

最後に、4つ目のポツでございまして、ご意見の中に、SIMカードについて、今後物理的な媒体を必要としない形態が想定されるとの内容がございました。

これを受けまして、考え方でございまして、今後SIMカードを必要としない形で同様の機能がMNOからMVNOに提供され、その費用負担がMVNOに求められることが想定できるわけでございます。今回の省令改正は、その場合についてまで、その金額を他の部分から区分するよう求めるものではないが、依然としまして、その金額は接続料として位置づけられるべきものであるという内容になってございます。

また、今回の改正案のSIMカードという区分が、事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限りまして適用されるべきものであるということを確認にする趣旨から、冒頭、相田主査からご説明をいただきましたとおり、資料の1ページにあります接続料規則第4条第2項の第3号にその旨を明記すべく、修正を加えることが適当であるという考え方になってございます。

次は12ページでございまして、意見2-2でございまして。KDDI様からのご意見でございまして、明確な基準がないままSIMカードの種類ごとの機能等を接続約款記載事項に追加することは適当でないというものでございます。

これに対する考え方でございまして、SIMカードの種類ごとの機能は、総務省が実施いたしました接続、それから、卸役務の提供の業務の状況についての調査において、MVNOから寄せられた課題であること、これらはデータ伝送交換機能等を利用する接続事業者が通常必要とするものであり、接続事業者一般に適用される接続約款に記載することが適当と考えられること等がまとめられてございます。

次に意見2-3でございまして。ソフトバンク様からのご意見で、改正事項について、要件定義が不明確であり、将来、恣意的に適用範囲が拡大することを懸念するというものでございます。

これに対しては、考え方としまして、今後とも制度の運用や見直しに当たって、適正に、透明な手続によることが重要とされてございます。

意見2-4でございますが、こちらにつきまして、ケイ・オプティコム様、テレコムサービス協会様から改正案に賛同の意見をいただいております。

これに対して、考え方としましては、今般の省令改正は、接続や卸役務提供の条件の適正性の検証可能性を向上させるものであるという考え方になってございます。

最後でございますが、15ページでございます。こちらは接続委員会の調査事項以外の事項に係るご意見でございます。1件のみでございまして、ケイ・オプティコム様から、改正案に賛同するとともに、総務省において確実な検証を行うよう求めるご意見をいただいております。

これに対する考え方の案でございますが、総務省において改正後の運用状況を電気通信市場検証会議等を通じて引き続き確認し、その結果を必要に応じて公表していくことが必要であるとさせていただいております。

以上、接続委員会の報告書について、意見及び委員会の考え方、それから、委員会の調査事項以外の事項について、意見と考え方の案を説明させていただきました。

○新美部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいま、お二方からのご説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、どうぞよろしくご発言いただきたいと思います。

特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまご説明いただいたとおりの改正の方向で、今後の手続を進めていただきたいと思います。諮問第3092号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと存じますが、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○新美部会長　　どうもありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正について【諮問第3093号】

○新美部会長　　続きまして、次の議題になります。諮問第3093号、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正についてお諮りをいたします。

本件は総務大臣から諮問を受け、本年6月23日開催の当部会において審議を行い、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されていることから、意見招請につきましては、必要的諮問事項の部分も含め、一体的として6月24日から7月24日までの間、総務省において実施したところでございます。

それでは、これらにつきまして、総務省からご説明をよろしくお願いいたします。

○鳥居電気通信技術システム課分析官　　資料80-2に基づき説明させていただきます。3ページ目、別添、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正に係る省令案に対する意見及びそれらに関する考え方をご覧ください。

総務省において実施した意見招請の結果、3件の意見提出がありました。いずれも個人から提出されたものであります。

1番目の意見です。1番目の意見は、測定で使用する同軸ケーブルは、使用回数や取り扱いにより損失が変動することから、同軸ケーブルも測定器の一部として校正の対象にすべきというものであります。

これに対してですが、校正の対象は、測定器の仕様により決まるものとされており、測定器の利用者が任意の同軸ケーブルを選定して使用する場合には、測定器本体について校正を適切に行うとともに、利用者が同軸ケーブルの損失特性を算出または測定して、必要により考慮すべきという考え方が、測定器の取り扱いとして一般的とのことであります。

また、同軸ケーブルの損失特性は一定不変なものではなく、ケーブルの長さや測定する周波数によって変わるものであるため、意見のとおり、同軸ケーブルも測定器の一部として校正の対象にするものと一律に定めることは、測定器の特性に同軸ケーブルの損失特性が溶け込むことになるので、かえって不適切な校正になってしまうおそれがあるものであります。したがって、原案のとおりとさせていただくことが適当と考えております。

2番目の意見です。2番目の意見は、製造された日から起算して10年以内に限るとした条件は強制しないようにしてほしいというものであります。

校正期間を延長することについては、校正にかかる負担の軽減になりますが、端末機器の適正な審査が確保されることが前提であります。端末機器の基準認証制度では、他者の製造した端末機器を適切に審査する必要がある、長期使用によ

る経年劣化や製造業者の補修対応に期限があることを慎重に考慮して、較正期間を延長できる測定器等は、製造された日から起算して10年以内に限るとしたものであります。

なお、意見を提出された方が、製造された日から起算して10年を超えた測定器は、端末機器の審査に使用できないと誤解されている可能性もありましたので、製造後10年を経過した後であっても、これまでどおり1年以内に較正を受けたものであれば使用できる旨の説明を加えております。したがって、原案のとおりとさせていただくことが適当と考えます。

3番目の意見は、特に異論はありませんというものでしたので、賛同の意見として取り扱うことでよいと考えております。

以上が、意見招請に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方でございます。3件の意見は、いずれも原案の修正を要するものでないと判断し、原案のとおりさせていただくことが適当と考えます。

説明は以上でございます。

○新美部会長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでしたら、諮問第3093号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと存じます。いかがでしょうか。ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 では、案のとおり答申することにいたします。

それでは、次の議事に入ります前に、事務局から、少し皆様にご案内があるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 審議会事務局からですが、今回人事異動がございましたので、異動のあった方のみ、順番に一言ご挨拶をお願いさせていただければと思います。渡辺総合通信基盤局長から順番にお願いいたします。

○渡辺総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の渡辺でございます。引き続きよろしくお願ひします。

○古市電気通信事業部長 電気通信事業部長の古市でございます。今後ともどうかよろしくお願ひいたします。

○小笠原総合通信基盤局総務課長 総務課長の小笠原と申します。引き続きよろしくお願ひいたします。

- 松井事業政策課市場評価企画官 事業政策課で市場評価企画官を拝命しました松井と申します。よろしくお願ひいたします。
- 坂入ブロードバンド整備推進室長 事業政策課のブロードバンド整備推進室長になりました坂入でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 大塚料金サービス課企画官 料金サービス課企画官を拝命いたしました大塚と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 深堀電気通信技術システム課番号企画室長 番号企画室長の深堀と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 東情報流通行政局総務課課長補佐 以上でございます。
- 新美部会長 どうもありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

ウ 電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく電気通信事業者の指定について【諮問第3094号】

- 新美部会長 それでは、続きまして諮問第3094号、電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく電気通信事業者の指定についてお諮りをいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受けまして、本年6月23日開催の当部会において審議を行い、6月24日から7月24日までの間、意見招請を実施いたしました。

それでは、この件につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

- 荻原電気通信技術システム課長 それでは、資料80-3に基づきまして説明させていただきます。

3ページの参考資料で説明をさせていただきます。諮問のときにもご説明させていただいておりますので、ごく簡単に説明させていただきたいと思ひます。

まず4ページ目でございますけれども、上の枠の3点目でございますように、電気通信回線を設置していない事業者につきまして、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務、具体的には、有料サービスを100万人以上の加入者に提供している場合ですけれども、その場合には、技術基準適合維持義務を適用する事業者として告示で指定できるとなっております。

本件は、4月1日にニフティ株式会社が再編されたことに伴ひまして、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供するものとして、電気通信事業

法の技術基準の適用対象となる電気通信事業者を指定し、告示することについて諮問させていただいたものでございます。

5 ページ目、ご覧いただきたいと思えます。この規定に基づきまして、平成27年8月にニフティ株式会社を既に指定していたところでございますけれども、今般、ニフティ株式会社において会社再編がありましたため、改めて総務大臣による指定の手続を行うというものです。

6 ページ目をご覧いただきたいと思えます。ニフティ株式会社でございますけれども、本年4月1日に法人向けクラウド事業を中心とする富士通クラウドテクノロジーズ株式会社に衣替えしております。それが上の線表になります。その際、個人向けISP事業については、新しく立ち上げられた会社であるニフティ株式会社に譲渡しております。それが下の線表になります。これに伴いまして、上の線表でございますけれども、(旧)ニフティ株式会社、すなわち富士通クラウドテクノロジーズ株式会社は、有料の利用者100万人以上に役務を提供する電気通信事業者という条件から外れることになりましたので、5月9日に指定を解除したところであります。

一方、下の線表でございますが、利用者100万人以上の個人向けISP事業を譲り受けることになりました(新)ニフティ株式会社につきましては、電気通信設備を適正に管理すべき事業者として総務大臣による指定の対象となりましたので、それを受けて、今回所要の告示を改正するという事で諮問をさせていただいたものでございます。

告示の案は7ページにあるとおりでございます。この告示案につきまして、部会長からご紹介ありましたように、審議会において6月24日から7月24日までの間意見募集を実施していただきました。その結果、意見の提出はございませんでした。

説明は以上です。

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。前回のときにもご審議いただきましたし、実質的な変動はないということでご了解いただいていたところだと思います。

○大谷委員 よろしいですか。

○新美部会長 どうぞ。

○大谷委員 この電気通信事業者の指定そのものについては、資料のとおりで全

く賛同するものです。また、この制度そのものが、例えば電気通信役務を提供する上で事故などが発生して、通信に障害が発生したときの技術基準への適合性などを判断するための十分な体制整備を求めるというもので、この制度自体も全く問題ないと思っているところです。実質的に、通信の障害などというのは、こういった規制で対象者になっていない事業者で起こることが間々ございまして、先日も、8月25日でしたでしょうか、グーグルの通信機器の設定の、ほんとうに単純なミスというか、エラーだと思いますけれども、それでかなり長時間にわたって、全国的に通信に接続上の障害が発生したという事象もありまして、ただこういった規制で対応できる問題の外側にそういう問題があるということについて、今後どのように対応していくのかということについても課題があるなどということだけ、一言付言させていただきたいということで発言させていただきました。

直接、諮問の事項とは関係がないと思いますが、多少、通信障害ということでは関わりがあると思いましたが、一言だけ申し上げました。

○新美部会長 ありがとうございます。重要な点の問題指摘ですが、この点について、何か事務局のほうで、特にありませんか。

○荻原電気通信技術システム課長 ご意見ありがとうございます。ただいまご指摘いただきました技術基準の適合維持義務に加えまして、電気通信事業法には、電気通信サービスの事故等により電気通信役務が停止した場合、総務大臣にご報告いただくという制度がございます。ただ、それも一定の条件を満たした比較的規模の大きな事故が対象となっております。今ご指摘いただいたような、先日起きたグーグルに関する障害につきましては、基本的にはその基準を満たさないということになります。ただ、やはり及ぼした影響を見たときに非常に大きいものがございまして、そういったことが繰り返されないように、できるだけ対策を打つ必要があると考えておりまして、原因の調査等は任意で進めていきたいとは思っています。また、そういった新しい、今まであまり見られなかったような障害が起きたときの対応のために何らかの制度整備が必要ということがあるのであれば、そのような対応も含めて検討してまいりたいと考えています。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

○大谷委員 はい。

○新美部会長 ありがとうございます。問題としては視野に入れているということのご説明だったと思います。

ほかに、この点につきまして、諮問3094号につきまして、何かご意見、ご

質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他に意見がございませんようですので、諮問第3094号につきましては、お手元にございます答申案のとおり答申したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長　　どうもありがとうございます。それでは、案のとおり答申をすることにいたします。

エ 電気通信番号規則等の一部改正について【諮問第3095号】

○新美部会長　　では、続きまして、諮問第3095号、電気通信番号規則等の一部改正についてお諮りをいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年6月23日開催の当部会において審議を行い、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されていることから、意見招請につきましては、必要的諮問事項の部分を含めて、一体的として6月24日から7月24日までの間、総務省において実施していただき、必要的諮問事項につきましては、電気通信番号委員会において調査・検討していただきました。本日は、同委員会の主査であります相田専門委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきます。

それでは、相田専門委員、よろしく願いいたします。

○相田専門委員　それでは、電気通信番号規則等の一部改正につきまして、電気通信番号委員会における調査の結果についてご報告させていただきます。

資料80-4をご覧ください。本件の概要につきましては7ページ以降に具体的な記載がございますけれども、現在、060番号帯と定められているFMC等専用番号ということでございます。ちょっとわかりにくいのですが、060番号帯と言ったときには、それに続く桁が0でない、1から9であるということで、0601から0609ということになっておりますけれども、それを、逆に060に続く桁が0である0600番号帯というものに移行して、従来使っていた0601から0609を、将来的に携帯電話番号として使用することを見据えて留保するというものでございます。

先ほど、これについても部会長からご紹介がございましたように、本改正案につきましては、審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されてい

ることから、必要的諮問事項の部分を含めて、総務省において意見募集を実施いたしました。

寄せられた意見を踏まえ、8月22日に開催した電気通信番号委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会の考え方の整理を行いました。

当委員会といたしましては、1ページにございます報告書の1に示しましたとおり、本件、電気通信番号規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められるとのご報告をさせていただいております。提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして2ページ目以降に取りまとめておりますので、その具体的な内容につきましては、改正概要とともに総務省よりご説明いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○新美部会長　それでは、続いてよろしくお願いいたします。

○深堀電気通信技術システム課番号企画室長　それでは、資料80-4につきまして、引き続きご説明させていただきます。

まず改正概要につきましては、ただいま相田主査からご紹介いただきましたとおり、7ページ目でございますけれども、電気通信番号規則のFMC等専用番号につきまして、060番号帯を0600番号帯に移行しまして、060番号帯については留保させていただきたいというものでございます。また、あわせて基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則につきましても、対象となる番号帯の変更をさせていただきたいという内容になっております。

この背景でございますが、9ページ目をご覧くださいといたしますと、棒グラフがございます。携帯電話の番号につきましては、非常に需要が増えているということで、残りの番号数が少なくなっておりますことに鑑みまして、将来の需要を見据えて、060を将来の携帯電話番号のために留保をしていきたいということでございます。

10ページ目をご覧くださいといたしますと、ただいま相田主査からもご説明ありましたとおり、具体的な番号帯を表の形でお示しさせていただいております。0600につきましては、11ページ目でございますとおり、幾つかの可能なオプションを比較検討しました結果、0600が最も適当ではないかということで、今回の改正案となっております。

続きまして、いただいたご意見とそれに対する考え方につきましてご説明させていただきます。

2 ページ目になりますけれども、全体としまして6件のご意見をいただきました。内訳は、匿名の方が2件、電気通信事業者の方が2件、あとは個人の方が2件となっております。1番目の方は匿名の方ですが、改正に賛成しますということでいただいております。2番目の匿名の方ですが、以前答申が出た際には、FMC番号に使うことになっている060を留保するということは書かれていたものの、移行先について、0600にするというところまでは答申には盛り込まれていなかったのではないかとということでございますが、そこを、まさに今回の諮問の内容として出させていただいているところですので、考え方としましては、先ほど概要のところでご説明させていただきましたとおり、0600が適当と考えますとさせていただきます。

3番目のご意見でございますけれども、フリービット株式会社様からでございます。今回の改正案、関係規定の整備に賛成いたしますということでして、MVNOの立場としても、ぜひFMCサービスをMVNOも提供ができるように、番号帯を引き続き確保していくということについてご賛同いただいておりますとともに、番号の指定の要件につきましては、無線局の設置などを含めないでいただきたいという趣旨でございます。考え方としましてはご賛同いただいたものとして承りますとさせていただきます。要件としましては、従前と特に変わりますので、変わらない形で、無線局設置等は要件には含めませんということで書かせていただいております。

4番目のご意見ですが、こちらは個人の方の1番目でございます。FMCサービスを0600に移行をするということに関しまして、積極的に賛成ではない、反対ながらも、最も合理的であるということでご意見をいただいております。この理由といたしましては、6という字が8と似ているということで、現在0800という番号帯を着信課金に利用しておりますので、少し紛らわしいのではないかとということと、あとは、0660、020などに移行するというものについてご検討いただいたということですのでけれども、これらと比べると、総合的に判断して0600が一番適当ではないかとということでご意見をいただいております。考え方としましては、改正案にご理解をいただいたものとして承りますとさせていただきます。

5番目のご意見でございますが、こちらは株式会社NTTドコモ様からでございます。今回の改正案については、携帯電話の番号の枯渇対策ということで賛同いたしますということでいただいております。また、将来この0601から9ま

で携帯電話に開放する場合には、FMC番号帯と利用者に混乱が生じないように取り組む必要があるということでご意見いただきました。考え方といたしましては、ご賛同いただいたものとして承りますということとともに、将来、060番号帯を携帯電話番号に開放する際には、混乱が生じないように対応していく必要がありますとさせていただいております。

6番目のご意見でございますが、個人の方の2番目でございますが、こちらは091について少しご指摘をいただいておりますのと、あとは携帯電話番号については0A0の形式の番号としていただきたいということでご意見をいただきました。こちらに関しましては、今回、番号規則でこれらに関する改正を予定しているわけではございませんので、その旨を書かせていただいております。

全体といたしまして、この6件のご意見を見渡しまして、今回の改正にご賛同、あるいはご理解をいただけたものと判断されると思いますので、案につきましては原案のとおりとさせていただければと思っております。

以上でございます。

○新美部会長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまのお二方のご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いたします。特にございませんでしょうか。

それでは、諮問第3095号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することいたします。

(2)「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

○新美部会長 それでは、最後になりますが、当部会決定でございます「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について、事務局からご説明をお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 それでは、事務局からご説明をさせていただきます。

資料番号80-5をご覧ください。「諮問を要しない軽微な事項について」の一

部改正について、具体的には電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による特定電気通信設備の指定を加えるというものでございます。

次のページをめくっていただきまして、制度の概要から簡単にご説明をさせていただきます。こちらの制度の概要につきまして、オレンジ色で囲う形で書かせていただいておりますが、基本的には第一種・第二種指定電気通信設備設置者、又はその特定関係法人が、グループ外の大規模事業者、これは特定電気通信設備の設置者ということになりますが、こちらとの合併や株式取得等を行った場合に、その事業者に対し登録の更新を義務づけるものというところが、電気通信事業法第12条の2で規定されているものでございます。その際の手続きが、下のほうで描かせていただいている図で示しているものでございます。

次のページをご覧くださいませでしょうか。具体的に登録の更新が必要となる主な事例を3つ挙げさせていただいております。ケースをそれぞれ挙げておりますが、1つは吸収合併等の場合、2つ目は株式取得等に伴うもの、3つ目はグループ会社による合併等ということで、簡単な図式とともに、イメージとして捉えていただければと思います。

この場合の登録の主体者である指定設備設置者及びその受け手となります特定設備設置者というものが、それぞれ下のほうに記載をさせていただきますが、指定設備設置者におきましては、固定系の通信事業者においては加入者回線シェアが50%を超える事業者、また、移動系につきましては、端末シェアが10%を超える事業者というものを指定させていただいております。

また、特定設備設置者につきましては、上に挙げました指定設備設置者に加えた上で、加入者回線シェアが10%を超える事業者、あと、移動系につきましては、端末シェアが3%を超える事業者というのをそれぞれ加える形で現在指定しているところでございます。

この指定設備設置者及び特定設備設置者の具体的な事業者が、次のページに書かせていただいている事業者でございまして、4ページ目になりますが、こちらの事業者が現在指定されているという形になってございます。

その次のページがシェアの推移ということで、これは委員限りの情報ですので取り扱いにはご注意くださいなのですが、こちらが、前回、前々回のデータを含めた形で記載をさせているものでございます。先ほど申し上げました、固定系につきましては10%、移動系につきましては3%の事業者が対象になるという形になっています。

このような制度設計のもとに、現在、当審議会におきましては、特定電気通信設備の指定につきましては、情郵審の中で必要的な諮問事項とされているところでございますが、6ページ目で具体的に書かせていただいておりますとおり、2つの事項につきましては、このうちの諮問を要しない軽微な事項としての取り扱いをさせていただきたいということで、今回お諮りをさせていただいているものでございます。

1つ目は、上のほうにあります。毎年度の報告によって指定基準を超えたことによる指定ということで、指定基準は、先ほど申し上げましたとおり、固定回線の場合は10%、移動の場合は端末シェア3%ということになってございますが、こちらにつきましては、毎年度、電気通信事業法施行規則によって各事業者から回線数等の報告がありますので、こちらに基づいてシェアの比率を算定しまして、その上での判断ということになりますので、比較的裁量の余地が極めて限られていることもございまして、こちらにつきましては、諮問を要しない軽微な事項として取り扱えるのではないかと考えてございます。

続きまして、下のほうになります。特定電気通信設備の指定ということで、具体的に、設備内容につきましては4ページ目に幾つか書かせていただいております。例えば固定系で言いますと、対象設備、固定端末系伝送路設備でありますとか、移動系の場合は、交換設備や交換設備相互間に設置される伝送路設備、これらのものが対象となっております。こちらにつきましては、現在の指定におきましても、第一種指定設備や第二種指定設備と同様な形で、こちらの規定をそのまま踏襲する形での扱いとなっております。また今後も、同様の指定を行うという見込みで考えておることから、ここにつきましても裁量的な余地が極めて限られるということで、こちらも諮問を要しない軽微な事項として取り扱わせていただければと考えてございます。

こちら、具体的に諮問を要しない軽微な事項につきましては、当部会決定として既に規定を設けさせていただいておりますが、7～8ページにおきまして、線を引いているところを追記する対応で考えています。

この内容につきまして、お諮りいただきます。よろしくお願いたします。

○新美部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○山下委員　では、1つよろしいですか。

○新美部会長　どうぞ、山下委員、お願いします。

○山下委員 諮問を要しない事項ということは、10%を超えたり超えなかったりというのが、年によってボーダーラインにいるような事業者さんもあるということで、それは合理的なことだと思いますが、文言として、諮問を要しない軽微な事項とありますが、当の事業者さんにとっては、特定電気通信設備の事業者となること、なるかならないか、あるいはシェアが1%増えるか減るかということは、一般的に言って軽微とはなかなか言えない。そういう意味で、文言として、諮問を要しないという言葉には軽微という言葉がセットでつかなければならないのかと思いました。事業者側から見て、おそらく軽微ではないだろうという意味でございます。

○新美部会長 ありがとうございます。表現の問題ですが、これは諮問を要するか要しないかの法文上の問題かと思しますので、ちょっとご説明をお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 ご指摘のとおり、軽微という言葉が、事業者におきましては、必ずしも実態に沿わないのではないかというご指摘と理解致しました。ただ、今回の場合は、審議会の運営に基づく規定ということで、このような記載を使わせていただいています。一方、指定になるかならないかという点につきましては、外部の事業者等に対しましては、パブリックコメントの実施や、実際に確定した後、告示改正を伴って官報掲載を行うなど、しっかりした形で手続きを踏まえたいと思しますので、こういったところで、外部に対してのアプローチとしては必ずしも軽微という捉え方でなくて、あくまで審議会としては軽微の扱いをしていますけれども、対外的には、きちっと行政事務としては取り組んでいくことで、ご理解いただければと思います。

○新美部会長 いかがでしょうか。

○山下委員 ありがとうございます。

○新美部会長 手続上の表現としてこういうものを使っているということで、外部に対しては決して軽微だという扱いはしないということでございますので、ご了解いただけたらと思います。

ほかにご意見、ご質問ございましたらよろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。特にご意見ございませんようでしたら、本件につきましては案のとおり当審議会の諮問を要しない軽微な事項としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長　それでは、よろしいようですので、そのような旨で決定をいただいたということにさせていただきたいと思います。

閉　会

○新美部会長　以上で、本日用意いたしました審議事項は全て終了いたしました。委員の皆様から何か情報提供、あるいはご意見、全般にわたって、結構でございますが、何かございましたらご発言をいただきたいと思います。特にございませんでしょうか。

あるいは、事務局から何かございましたらよろしく願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐　それでは、事務局から一言だけ報告させていただきます。次回の事業部会の開催日程ですが、9月29日の開催を予定してございます。詳細につきましては、また別途事務局からご連絡をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○新美部会長　次回の開催日時でございます。よろしく予定をお入れいただきたいと思います。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。本日は、お忙しい中どうもありがとうございました
(以　上)